

事務連絡
令和2年9月17日

各地方厚生局 御中
各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の影響による臨床研修病院への
実地調査等の取扱いについて

臨床研修病院への実地調査等については、「臨床研修病院の指定の基準の当面の取扱いについて」（令和2年3月27日付け医政医発0327第1号）（以下、「実地調査実施要綱」という。）により、ご対応いただいているところである。

この度、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の入院患者の数が減少したことで、基幹型臨床研修病院の指定基準を満たすことができなくなることが考えられ、また予定されている実地調査の実施が困難になることが想定されることから、医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の意見もふまえ、下記のとおりのお取り扱いとしたため、貴局管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

記

1 臨床研修病院の指定継続について

令和元年度までに一度も2年連続で入院患者の数が3,000人未満となったことがない臨床研修病院については、新型コロナウイルス感染症の影響により、入院患者の数が減少したことで、実地調査実施要綱の2の1) または3) に該当する場合であっても、実地調査を行わずに指定を継続できることとする。また、実地調査を行い、適切な指導體制等を確認する必要がある場合でも、対面による調査を簡略化し、書面やインターネット等を活用した調査等を併せて実施することで、評価を行うことも可能である。なお、新型コロナウイルスに感染した患者を受け入れたことにより、入院患者の数が減少した臨床研修病院については、評価にあたり特段の配慮を行うこと。

2 臨床研修病院の新規指定について

新型コロナウイルス感染症の影響により、入院患者の数が減少したことで、実地調

査実施要綱の2の2)に該当する場合は、従前のおり、実地調査を行うこと。また、新型コロナウイルス感染症の影響の有無にかかわらず、入院患者の数が2,700人に満たない場合は、従前のおり、臨床研修病院の新規指定を認めないこと。